

各大学等におかれては本実施要領の熟読の上応募をお願いします。

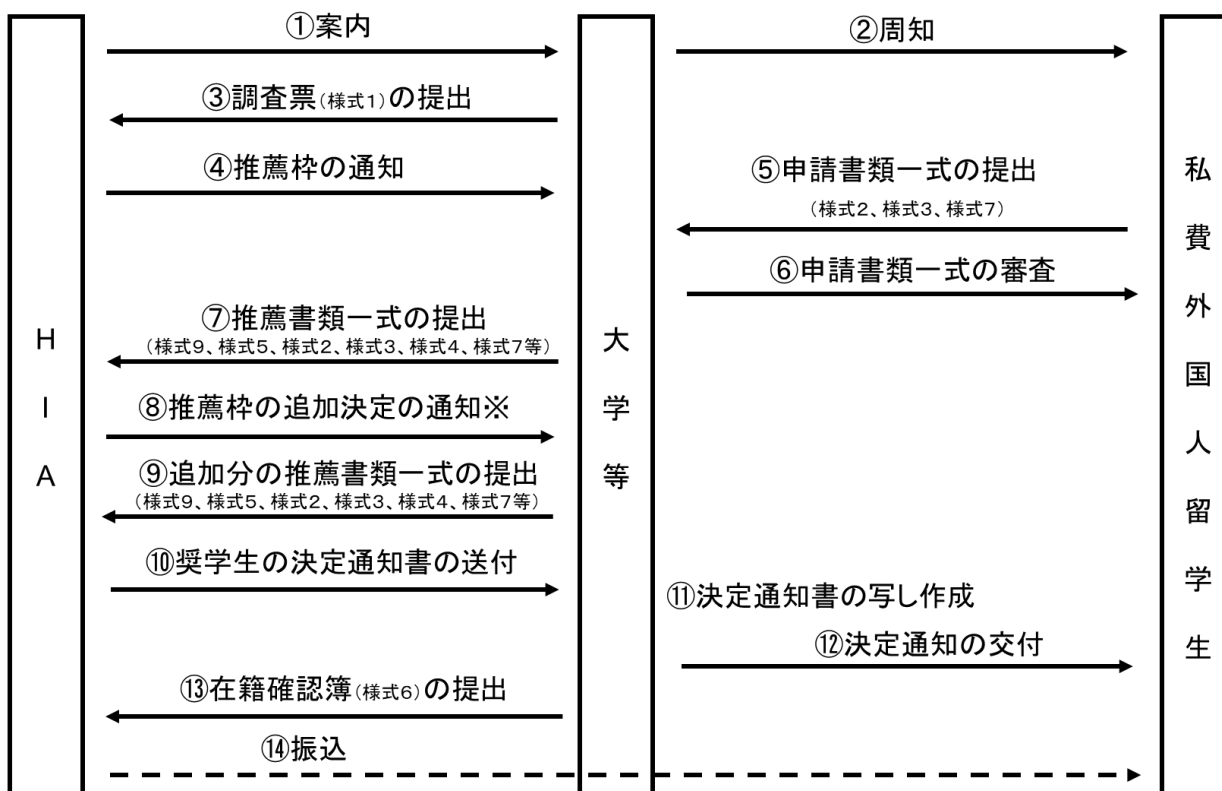
## 緊急奨学金支給事業実施要領

### 1 事業の概要

#### (1) 対象の大学等

兵庫県内の専修学校専門課程日本語学科、高等専門学校、短期大学、大学及び大学院のうち、本支給事業の利用を希望する大学等（実施要綱第3条に対象となる大学等を記載しています。）

#### (2) 事業の流れ



※推薦枠を追加決定するかどうかは、各大学等の推薦状況によるため、追加決定しない場合もあります。

① 兵庫県国際交流協会（以下、HIA）が、本事業を案内し、緊急奨学金に関する希望調査票（様式1）の提出を依頼します。

② HIAが正式に周知した以降、各大学等におかれては、適宜、私費外国人留学生（以下、学生等）の方に本事業の周知をお願いします。

（補足事項）

④の推薦枠通知後、⑤の申請書類一式の提出までの期間が2週間程度となりますので、学生等にはなるべく早く周知いただく、提出期限に遅れないようご注意ください。

③ 本事業の利用を希望される大学等におかれては、HIAが別に指定する期日までに様式1を提出してください。

（補足事項）

様式1に虚偽や過誤があり、過大に大学等に推薦枠を決定したことが判明した場合、過大分の推薦枠を取り消すとともに、既支給分については大学等に返金いただきます。

④ 大学等から提出された様式1に基づき推薦枠（各大学等が推薦できる上限人数）を決定し、各大学等に通知します。

（補足事項）

推薦枠が最大100人と限られた数のため、数多くの大学等から応募があった場合は、推薦枠が0人となる大学等が出る可能性もあることをご確認ください。

⑤ 申請を希望する学生等から申請書類一式（様式2（申請書）、様式3（収入状況調書）、様式7、証拠書類等）を受領し、書類に漏れがないか確認をお願いします。

⑥ 各大学等において、申請書類一式を審査し、推薦枠を上限として、申請のあった学生等の中から後記2の支給要件を満たす学生等の選考をお願いします。選考の際、学生等の経済状況等を総合的に勘案し、優先順位を付すようお願いします。

（補足事項）

○ 新型コロナウイルスの影響により、学生等の経済的困窮具合やその逼迫度等を総合的に勘案し、留学生生活上、経済的援助が真に必要と認められる学生を厳選してください。

○ 学業成績を優先して学生等を選考することがないように注意してください。

○ 推薦枠以上に学生等の申請があった場合、より困難な状態にある学生等に対して優先的に支援するという観点から、総合的に判断し、選考するようお願いします。

○ 学生等が同時に2つ以上の大学等に在学するときは、いずれか一つの大学等から申請を行うよう指導をお願いします。

⑦ HIAが別に指定する期日までに、推薦書類一式（様式9（推薦書）及び様式5（推薦学生名簿）、その他関係書類一式（様式2、様式3、様式4（個別事情説明書）、様式7（振込口座報告書）、在留カードの写し））を提出してください。

⑧ 大学等からの推薦人数が100人に満たない場合、追加で推薦枠を配分する可能性があります。追加で配分を希望される場合は、短期間で追加の推薦をお願いすることになりますので、ご協力をお願いします。

（補足事項）

○ HIAが別に指定する期日までに追加の推薦をお願いすることになりますが、その期日までに推薦することが困難な場合、別の大学等に推薦をお願いすることになります。

○ そのため、あらかじめ補欠となる学生等を数人程度選考しておくことも一案と思いますので、ご検討をお願いします。

⑨ 追加で推薦枠の配分を希望される場合は、HIAが別に指定する期日までに推薦書類一式（前記⑦と同じ書類）の提出をお願いします。

⑩ HIAにて推薦された学生等の中から奨学生を決定し、各大学等に支給決定通知書を送付します。

（補足事項）

万が一、推薦された学生等が支給要件を満たさないことが判明した場合、その代替となる学生等を至急推薦していただくことになりますのでご留意ください。

⑪ 各大学等におかれては、支給決定通知書の写しの作成をお願いします。

⑫ 各大学等におかれては、奨学生の方に支給決定通知書（原本）の交付をお願いします。

⑬ 第1回目の支給に先立ち、4月～7月分の様式6（在籍確認簿）を7月末までをお願いします。第2回目以降の在籍確認については、後記4をご覧ください。

⑭ 在籍確認ができ次第、第1回目の奨学金を奨学生本人のゆうちょ銀行の口座に振り込みます。

## 2 支給要件及びその細部

学生等の支給要件及びその細部は次のとおりです。審査の際にご活用ください。

(1) 私費外国人留学生であること

(補足事項)

- ・ 「私費外国人留学生」とは、日本の大学等に在籍する外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第1の4に定める「留学」の在留資格を有する者（予定者を含む）で、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者で兵庫県内の大学等に在学する者のことです。

(2) 兵庫県内に居住する者であること

(3) 以下の大学等のいずれにかに在学する者（以下、学生等）であること※<sup>1</sup>、※<sup>2</sup>

- ・ 兵庫県知事が認可した専修学校専門課程の日本語学科に学生として在学する者のうち大学及び大学院に進学を予定している者
- ・ 兵庫県内の高等専門学校に学生として在学する第4年次以上の者
- ・ 兵庫県内の短期大学に学生として在学する者
- ・ 兵庫県内の大学の学部<sup>1</sup>に学生として在学する者
- ・ 兵庫県内の大学院に学生として在学する者

※<sup>1</sup> 上記の「学生」には、研究生、研修生、専攻生、聴講生等の非正規生は含みません。

※<sup>2</sup> 受給決定者（奨学生）には、奨学金受給中又は受給後にHIAが必要に応じて行う調査等のため、メールアドレスをHIAに登録すること（変更後は要通知）

(4) 新型コロナウイルスの影響により、以前と比べてアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む。）が50%以上減少している、又は仕送り額が減少していること

(補足事項)

- ・ 様式3に、2020年1月から2021年6月までのアルバイト収入額（雇用調整助成金を含む。）※<sup>3</sup>及び仕送り額が記入されているか確認してください。
- ・ 学生等が様式3に、収入の「減少前」の最多の2か月※<sup>4</sup>と「減少後」の最少の2か月※<sup>4</sup>を選択し、選択した月の「選択月」欄に「○」を記入しているか確認してください※<sup>5</sup>。
- ・ 「アルバイト収入が50%以上減少していること」又は「仕送り額が減少していること」を確認するため、様式3で選択した「減少前」の2か月の平均月額収入と「減少後」の2か月の平均月額収入を比較してください。
- ・ 仕送り額については、概ね50%以上が減少していることを目安とし、減少額がこれに満たない学生等を推薦する場合には、様式4において、減少額が50%に満たない場合であっても当該学生等が生活に困窮している個別の事情等を大学等において記入し提出してください。
- ・ 選択した減少前後の2か月の収入を裏付けるため、例えば、アルバイト先からの給与明細、振込口座の預貯金通帳の写し等を確認し、大学等で保管してください。
- ・ 2021年4月に入学した学生等については、アルバイトを予定しており、得られるはずであった収入が得られなかった場合は、様式3の備考欄に得られるはずであった収入額を記載し、収入欄には実際に得られた収入額を記載されているか確認してください。

※<sup>3</sup> 学生等が勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合、当該手当をアルバイト収入とみなします。

※<sup>4</sup> 「減少前」と「減少後」でそれぞれ2か月分選択する必要があります。必ずしも連

続した2か月を選択する必要はありません。

- ※5 「減少前」として選択した2か月は、「減少後」として選択した2か月よりも必ず前の月を選択する必要があります。なお、「減少前」として選択できる2か月は、2020年1月～2021年6月までなのに対し、「減少後」として選択できる2か月は、2021年1月～2021年6月であることから注意してください。

- (5) 仕送り額が平均月額90,000円以下であること（授業料は含まない。）

（補足事項）

- ・ 様式2の「6 経済状況」の「仕送り（授業料以外）」の記載内容から確認してください。
- ・ 仕送り額が確認できる振込口座の預貯金通帳の写しを確認してください。

- (6) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること

（補足事項）

- ・ 在日している扶養者とは、日本国内で学生等に経済的援助をしている者のことです。
- ・ 様式2の記載内容を確認するとともに、扶養者の年収が確認できる書類等の写しを確認してください。

- (7) 原則として自宅外で生活していること（自宅生についても、経済的に家計から自立している学生は対象とする。）

（補足事項）

- ・ 自宅外で生活しているとは、生計維持者のもとを離れて学生等が自分で家賃を支払って生活している状態のことです。
- ・ 自分以外の生計維持者や在日している扶養者等が家賃を支払っている家に居住している場合は、自宅生という扱いになります。
- ・ 自宅生でも家族等から学費等の援助を受けていない場合は対象です。この場合、家族等から学費等の援助を受けておらず、自ら賄っていることを学生等から自己申告させ、様式2の「特記事項」欄に記載させてください。
- ・ 自宅外で生活していることの確認方法として、例えば、学生等本人が居住するアパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払証明書類、住民票の写し等を確認してください。ただし、自宅生については、確認は不要です。

- (8) 世帯（扶養者）の収入減少等により、家計からの追加的支援が期待できないこと

（補足事項）

- ・ 様式2の「特記事項」欄に、家計から追加的支援が期待できない事情を記載させること。

- (9) 新型コロナウイルスの影響により、収入が減少した後の全収入額が平均月額143,000円以下であること

（補足事項）

- ・ 様式2の「6 経済状況」の「1か月の平均収入」を確認してください。
- ・ 143,000円は、近畿地方における私費外国人留学生の1か月間の平均収入額から引用しています（出典：平成29年度私費外国人留学生生活実態調査）。

(10) 成績評価係数が1.0以上であること

(補足事項)

- ・ 大学等の1年次に在籍する者については、入学試験の成績等。
- ・ 大学等の2年次以上に在籍する者については、前年度の学業成績。

[成績評価方法] \*日本学生支援機構の基準を準用

表により成績評価ポイントを求め、計算式に当てはめて成績評価係数を算出。

	成績評価				
4段階評価(パターン1)		優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)		A	B	C	F
4段階評価(パターン3)		100~80点	79~70点	69~60点	59点~
5段階評価(パターン4)	100~90点	89~80点	79~70点	69~60点	59点~
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
<b>成績評価ポイント</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>

(計算式)

$$\frac{(\text{評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{評価ポイント0の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

※履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数を全て科目数に置き換えて算出。

(11) 1か月の出席率が8割以上であること

(補足事項)

- ・ 様式2の「8 出席状況」の記載を確認するとともに、大学等はその出席状況を学内の記録から別途確認してください。
- ・ 「1か月の出席率」とは、日本語教育機関の告示基準(出入国在留管理庁策定)第1条37項(在籍管理)を踏まえ、対象となる学生等の入学月から各月全てにおける出席率を指します。
- ・ 新型コロナウイルスに学生等本人や友人等が感染し、やむなく大学等を休む必要があったなど、真にやむを得ない事情があると認められる場合に限り、大学等が記入した様式4の提出があれば、出席率8割に満たない場合であっても例外的に要件を満たしているものとみなします。

(12) 奨学金受給中又は受給後に実施するHIAからの調査等に協力する意思を有すること

(補足事項)

- ・ 様式2の「13 調査への協力」を確認してください。

(13) 併給を制限されている他制度の奨学金等の給付を受けていないこと

(補足事項)

- ・ 様式2の「10 併給を制限されている奨学金の受給状況」及び「11 他の奨学金への応募状況」を確認してください
- ・ 大学等でも他奨学金の受給状況を把握できる場合は、併給制限の奨学金を受給しないか確認してください。

(14) 令和3年度にHIAが実施する兵庫県私費外国人留学生奨学金支給事業の受給者ではないこと

(補足事項)

- ・ 様式2の「12 令和3年度兵庫県私費外国人留学生奨学金支給事業への応募状況」を確認してください。
- ・ 大学等でも、応募状況の確認をお願いします。

#### 4 在籍確認

##### (1) 在籍確認簿の提出

下表のとおり在籍確認を実施しますので、下表の提出期限までに様式6を提出してください(期日までに提出がない場合、在籍していないものとみなし、支給を打ち切る可能性があります。)

振込回	在籍確認対象月	提出期限	振込額	振込月
第1回振込	4月、5月、6月、7月	7月末	120,000円	8月
第2回振込	8月	8月末	30,000円	9月
第3回振込	9月	9月末	30,000円	10月
第4回振込	10月	10月末	30,000円	11月
第5回振込	11月	11月末	30,000円	12月
第6回振込	12月	12月末	30,000円	1月
第7回振込	1月	1月末	30,000円	2月
第8回振込	2月	2月末	30,000円	3月
第9回振込	3月	3月4日	30,000円	3月

ただし、在籍確認簿を提出する際には、奨学生本人に下記のいずれかに該当しないか必ず確認するようお願いします。

- ① 兵庫県外への転居(外国人登録証明書または在留カード等で確認)
- ② 在留資格の変更(留学→他の在留資格)
- ③ 奨学金の給付の辞退(修了等を含む)
- ④ 転学
- ⑤ 受給者の修学状況・生活態度の不良
- ⑥ 提出書類の記載事項の虚偽
- ⑦ 停学、退学又は除籍その他在籍大学等からの処分
- ⑧ その他、受給者としての資格喪失
- ⑨ 休学・留学・長期欠席

##### (2) 注意事項

- 定期報告の時期以外でも、上記の事由が把握できた場合や、所属・氏名の変更等が起きた場合は速やかに報告してください。
- 奨学金の適切な支給にあたり、あらかじめ奨学生が除籍された事実を把握するため、除籍の告知をされた場合には必ず連絡してください。  
なお、後日、支給済みの月に遡って支給の休止等が適当と判断される場合は、実施要綱に定めるとおり奨学金の返納を求める可能性があります。受給者本人による返納が難しい場合は、受給者が在籍する大学等に返納を求める可能性もあります。
- 現時点で、新型コロナウイルス感染症の影響で在籍確認簿への学生の署名が難しい場合、電子サインを求めるとし、それさえも困難な場合に限り、メール・電話での確認も認めますが、その場合も、確実に在籍、県内在住を確認したうえで報告してください。
- 在籍確認簿に記入するサインは、受給期間中毎月、同様のものを使用するよう指導してください。
- 異動により支給決定通知書の記載を変更する必要がある場合、または支給決定通知書の返納を要する場合には、様式8(異動届)に支給決定通知書(原本)を添えて提出してください。

い。

## 5 提出期限

提出期限を徒過した場合、公平性の観点から申請書類等を一切受理できないため注意してください。

## 6 不正への対応

### (1) 学生等に対する一般的な指導

学生等が偽りその他不正の手段により本奨学金を受給することは、あるまじき行為であり、各大学等においては、学生等からの申請において証明書類のない部分については必要に応じ、電話・メールでの聞き取りなどにより確認し、記録に残すようにしてください。また、万が一虚偽申請があれば返金を求められる旨の周知をお願いします。

### (2) 疑義が生じた場合の対応

本奨学金の審査手続きに当たって、支援を受けようとする（又は受けている）学生等の申告内容や提出書類等に疑義が生じた場合には、必要に応じて、提出書類等の再確認や分析を行い、学生等本人に対して確認を行ってください。HIAが、本奨学金の申請者又は受給者の申告内容に疑義があるとして、当該学生等が所属する大学等に対して又はこれを通じて情報照会を行ったときは、各大学等においては適切に協力し、本奨学金の支給について適正な実施を図るようお願いいたします。

## 7 その他

- 繰り返しになりますが、支給要件の確認のための証拠書類について、やむを得ない事情により確認が困難な場合には、電話・メールでの聞き取りなどにより確認し、記録に残すようにしてください。
- 学生等からの提出書類や記録等については、本奨学金に係る事務を実施した日の属する年度の終了後5年間保存してください。